

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

平成23年度より、総務課及び給与・旅費センターが分掌している教職員の給与に関する事務の執行体制の充実を図るため、これらを統合し、教職員給与課を設置するとともに、青少年交流センターへの指定管理者制度の全面導入を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 秋田県教育委員会行政組織規則の一部改正（本則関係）

- ① 教職員給与課を設置することとする。（第3条、第3条の2、第4条、第4条の2、第11条及び第15条関係）
- ② 青少年交流センターに指定管理者制度を全面導入することとする。（第16条、第20条、第29条及び第30条関係）
- ③ 私立学校運営費補助金（一般補助）に関する事務を含め、私立の幼稚園に関する全ての事務を、幼保推進課の分掌事務とすることとする。（第5条関係）
- ④ 所管区域における教育委員会印の使用承認に関する事務を、北及び南教育事務所の新たな分掌事務とすることとする。（第12条関係）
- ⑤ 本庁及び地方機関において、主任専門員の職を廃止することとする。（第15条関係）
- ⑥ その他、所要の規定の整理を行うこととする。

(2) 職員の服務の宣誓に関する条例施行規則の一部改正（附則第2項関係）

規則中から「給与・旅費センター長」を削ることとする。

(3) 秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部改正（附則第3項関係）

規則中から「給与・旅費センター長」を削ることとする。

(4) 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部改正（附則第4項関係）

規則中から「給与・旅費センター長」を削ることとする。

(5) 秋田県教育委員会表彰規則の一部改正（附則第5項関係）

規則中から「給与・旅費センター長」を削ることとする。

3 施行期日

この規則は、平成23年4月1日から施行することとする。

議案第八号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及びセンター」を削り、同条第一項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 教職員給与課

第三条の二中「及びセンター」及び「センター」を削る。

第四条第一項第六号中「給与、」を削り、「勤務条件」の下に「（給与及び退職手当を除く。）」を加え、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十九号中「（組合立学校を含む。）」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第二十号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、第二十七号及び第二十八号を削り、第二十九号を第二十六号とし、第三十号を第二十七号とし、同項第三十一号中「センター」を削り、同号を同項第二十八号とし、同条第二項中「第十七号」を「第十六号」に、「第十九号」を「第十八号」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（教職員給与課の分掌事務）

第四条の二 教職員給与課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 二 職員の勤務条件（給与及び退職手当に限る。）に関すること。
- 三 市町村立小中学校の県費負担教職員の子ども手当の認定及び支給に関すること。
- 四 市町村立小中学校の県費負担教職員の集中処理に係る報酬及び旅費の支出に関すること。

五 市町村立小中学校の県費負担教職員の源泉徴収に係る所得税及び住民税の徴収並びに納入に関すること。

六 前各号に係る支出命令（教育庁等の職員及び県立学校の教職員の給与並びに退職手当を除く。）の審査に関すること。

七 職員の公務災害補償に関すること。

八 給与支払・小中学校旅費支払システム等の管理及び調整に関すること。

第五条第十二号中「（他の所管に属するものを除く。）」を削る。

第六条第一号中「（組合立小中学校を含む。以下同じ。）」を削り、同条第四号中「給与」の下に「及び退職手当」

を加え、同条第九号中「研修」の下に「（養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員を除く。）」を加える。

第七条第二号中「（組合立高等学校を含む。以下同じ。）」を削り、同条第五号中「給与」の下に「及び退職手当」

を加え、同条第十三号中「研修」の下に「（養護教諭及び学校栄養職員を除く。）」を加える。

第七条の二第四号中「給与」の下に「及び退職手当」を加える。

第九条第一号中「、保健及び給食」を「及び保健」に改め、同条第二号中「の推進」を「及び学校給食」に改め、同

条中第六号を同条第七号とし、第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 県立学校及び市町村立学校の養護教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員の研修に関すること。

第十条第二号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条第五項に次の一号を加える。

四 教育委員会印の使用承認に関すること。

ずつ繰り上げ、同表中第十七号中

「課
給与・旅費センター」
室
教育事務所
教育事務所出張所

「課
室
教育事務所
教育事務所出張所
松田柵跡調査事務所」

に改め、同号を同表第十六号と

し、同表中

十八	文化財主査
十九	文化財主任
二十	文化財主事
課 室	

を

十七	文化財主査
十八	文化財主任
十九	文化財主事
課 室 松田柵跡調査事務所	

に改め、第二十一号を

第二十号とする。

第十六条の表中

「秋田県青少年交流センター」

を削る。

第二十号を次のように改める。

第二十条 削除

第二十九条第一項中「、青少年交流センター」を削る。

第三十条第三項の表第十一号中

「青少年交流センター」
生涯学習センター
少年自然の家

「生涯学習センター」
を
少年自然の家

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則の一部改正)

2 職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則(昭和二十六年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正す

る。

第一条中「、給与・旅費センター長」を削る。

(秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部改正)

3 秋田県教育委員会行政文書管理規則(平成十三年秋田県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び給与・旅費センター」を削り、同条第四号中「給与・旅費センター並びに」を削る。

(秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部改正)

4 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和三十一年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「、給与・旅費センター長」を削る。

(秋田県教育委員会表彰規則の一部改正)

5 秋田県教育委員会表彰規則(昭和二十八年秋田県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「、給与・旅費センター長」を削る。

平成二十三年三月十七日提出

秋田県教育委員会教育長 根岸 均

理由

平成二十三年度より、総務課及び給与・旅費センターが分掌している教職員の給与に関する事務の執行体制の充実を図るため、これらを統合し、教職員給与課を設置するとともに、青少年交流センターへの指定管理者制度の全面導入を

行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表
秋田県教育委員会行政組織規則の一部改正（本則による改正）

新	旧
<p>(課等の設置) 第三条 本庁に次の課を置く。</p> <p>一 総務課 二 教職員給与課 三 幼保推進課 四 義務教育課 五 高校教育課 六 特別支援教育課 七 生涯学習課 八 保健体育課 九 福利課</p> <p>2・3 略</p> <p>(班) 第三条の二 前条第一項各号に掲げる課並びに同条第二項及び第三項に規定する室に、当該課又は室の所掌事務を分掌させるため、班を置く。</p> <p>(総務課の分掌事務) 第四条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 教育庁等の職員の勤務時間その他の勤務条件（給与及び退職手当を除く。）に関すること。</p> <p>七 〇 略</p> <p>十八 市町村立学校の施設の整備について</p>	<p>(課等の設置) 第三条 本庁に次の課及びセンターを置く。</p> <p>一 総務課 二 幼保推進課 三 義務教育課 四 高校教育課 五 特別支援教育課 六 生涯学習課 七 保健体育課 八 福利課 九 給与・旅費センター</p> <p>2・3 略</p> <p>(班) 第三条の二 前条第一項各号に掲げる課及びセンター並びに同条第二項及び第三項に規定する室に、当該課、センター又は室の所掌事務を分掌させるため、班を置く。</p> <p>(総務課の分掌事務) 第四条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 教育庁等の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p> <p>七 職員員の公務災害補償に関すること。</p> <p>八 〇 略</p> <p>十九 市町村立学校（組合立学校を含む。）の施設の整備について</p>

ての指導及び助成に関すること。
十九～二十五 略

二十六・二十七 略
二十八 前各号に掲げるもののほか、各課
所掌に属さない事務に関すること。 及び各室の

2 総務課施設整備室は、前項第十六号から第十八号までに掲げる事務を分掌する。

(教職員給与課の分掌事務)

第四条の二 教職員給与課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 二 職員の勤務条件(給与及び退職手当に限る。)に関すること。
- 三 市町村立小中学校の県費負担教職員の子ども手当の認定及び支給に関すること。
- 四 市町村立小中学校の県費負担教職員の集中処理に係る報酬及び旅費の支出に関すること。
- 五 市町村立小中学校の県費負担教職員の源泉徴収に係る所得税及び住民税の徴収並びに納入に関すること。
- 六 前各号に係る支出命令(教育庁等の職員及び県立学校の教職員の給与並びに退職手当を除く。)の審査に関すること。
- 七 職員の公務災害補償に関すること。
- 八 給与支払・小中学校旅費支払システム等の管理及び調整に関すること。

(幼保推進課の分掌事務)

第五条 幼保推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
一～十一 略

ての指導及び助成に関すること。
二十六 略

二十七 私立の幼稚園に係る私立学校運営費補助金(一般補助に限る。)に関すること。
二十八 県立学校の教職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員の給与に関すること。
二十九・三十 略
三十一 前各号に掲げるもののほか、各課、センター及び各室の所掌に属さない事務に関すること。

2 総務課施設整備室は、前項第十七号から第十九号までに掲げる事務を分掌する。

(幼保推進課の分掌事務)

第五条 幼保推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
一～十一 略

十二 私立の幼稚園に関すること

(義務教育課の分掌事務)

第六条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 市町村立小中学校の管
- 二・三 略
- 四 市町村立小中学校の県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件(給与及び退職手当を除く。)に関する事
- 五 八 略
- 九 市町村立小中学校及び県立中学校の教職員の研修(養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員を除く。)に関する事
- 十 十六 略

(高校教育課の分掌事務)

第七条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 市町村立高等学校の設置及び廃止の認可並びに管理運営についての指導及び助言に関する事
- 三・四 略
- 五 県立中学校及び県立高等学校の教職員の勤務時間その他の勤務条件(給与及び退職手当を除く。)に関する事
- 六 十二 略
- 十三 県立高等学校の教職員の研修(養護教諭及び学校栄養職員を除く。)に関する事
- 十四 十九 略

(特別支援教育課の分掌事務)

第七条の二 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

十二 私立の幼稚園に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(義務教育課の分掌事務)

第六条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 市町村立小中学校(組合立小中学校を含む。以下同じ。)の管理運営についての指導及び助言に関する事
- 二・三 略
- 四 市町村立小中学校の県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件(給与を除く。)に関する事
- 五 八 略
- 九 市町村立小中学校及び県立中学校の教職員の研修
- 十 十六 略

(高校教育課の分掌事務)

第七条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 市町村立高等学校(組合立高等学校を含む。以下同じ。)の設置及び廃止の認可並びに管理運営についての指導及び助言に関する事
- 三・四 略
- 五 県立中学校及び県立高等学校の教職員の勤務時間その他の勤務条件(給与を除く。)に関する事
- 六 十二 略
- 十三 県立高等学校の教職員の研修
- 十四 十九 略

(特別支援教育課の分掌事務)

第七条の二 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一〇三 略
- 四 県立特別支援学校の教職員の勤務時間その他の勤務条件（給与及び退職手当を除く。）に関する事。
- 五〇十五 略

（保健体育課の分掌事務）

第九条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 学校における体育及び保健 に関する事。
- 二 学校における食育及び学校給食に関する事。
- 三 学校における安全教育に関する事。
- 四 学校、通学路等における児童生徒の安全の確保に関する事。
- 五 県立学校及び市町村立学校の養護教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員の研修に関する事。
- 六 学校体育、学校保健及び学校給食関係団体に対する指導及び助言に関する事。
- 七 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。

（福利課の分掌事務）

第十条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 職員の子ども手当に関する事。
- 三〇六 略

第十一条 削除

- 一〇三 略
- 四 県立特別支援学校の教職員の勤務時間その他の勤務条件（給与及び退職手当を除く。）に関する事。
- 五〇十五 略

（保健体育課の分掌事務）

第九条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 学校における体育、保健及び給食に関する事。
- 二 学校における食育の推進 に関する事。
- 三 学校における安全教育に関する事。
- 四 学校、通学路等における児童生徒の安全の確保に関する事。
- 五 学校体育、学校保健及び学校給食関係団体に対する指導及び助言に関する事。
- 六 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。

（福利課の分掌事務）

第十条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 略
- 二 職員の児童手当 に関する事。
- 三〇六 略

（給与・旅費センターの分掌事務）

第十一条 給与・旅費センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 市町村立小中学校の県費負担教職員の給与の支出並びに源泉徴収に係る所得税及び住民税の徴収及び納入に関する事。
- 二 市町村立小中学校の県費負担教職員の児童手当の認定及び支給に関する事。
- 三 市町村立小中学校の県費負担教職員の集中処理に係る旅費の支出に関する事。
- 四 前各号に係る支出命令の審査に関する事。

(教育事務所)
第十二条 略

2) 4 略

5 北教育事務所及び南教育事務所にあつては、前項各号に掲げる事務のほか、所管区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一) 三 略

四 教育委員会印の使用承認に関すること。

6 略

(課長等)

第十五条 教育庁に、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

番号	一	二	三
上欄	課長	室長	略
中欄	課	室	略
下欄	略	略	略

五 給与支払・小中学校旅費支払システム等の管理及び調整に関すること。

(教育事務所)

第十二条 略

2) 4 略

5 北教育事務所及び南教育事務所にあつては、前項各号に掲げる事務のほか、所管区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一) 三 略

6 略

(課長等)

第十五条 教育庁に、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

番号	一	二	三	四
上欄	課長	給与・旅費センター長	室長	略
中欄	課	給与・旅費センター	室	略
下欄	略	給与・旅費センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	略	略

三	二	一	番号
総合調整主幹	政策監	略	上欄
総務課	課	略	中欄
略	略	略	下欄

3 2 略
 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

九 七 5	六	五	四
略	主事	主任	
略	務所 所 務所 所 務所 務所	室 教育事務所 教育事務所出張	課
略	略	略	

三	二	一	番号
総合調整主幹	政策監	略	上欄
総務課		略	中欄
略	略	略	下欄

3 2 略
 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

十 八 5	七	六	五
略	主事	主任	
略	務所 所 務所 所 務所 務所	室 教育事務所 教育事務所出張	課 給与・旅費セン ター
略	略	略	

九	八 六 〇	五	四
副主幹	略	主幹	略
課	略	室 教育事務所 教育事務所出張 所	略
略	略	略	略

十	九	八 六 〇	五	四
副主幹	主任専門員	略	主幹	略
課 給与・旅費セン	室 教育事務所	略	室 給与・旅費セン 教育事務所 教育事務所出張 所	略
略	高度かつ専門的な知識を必要とする業務に関する事務(教育事務所にあつては、小中学校の県費負担に係る学校事務職員等の人事の指導及び助言等に関する事務を含む。)をつかさどる。	略	略	略

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
略	文化財主事	文化財主任	文化財主査	主査	略	
略	務所	室 課 弘田柵跡調査事	務所	室 課 教育事務所 教育事務所出張 弘田柵跡調査事	略	室 課 教育事務所 教育事務所出張 弘田柵跡調査事 務所
略	略	略	略	略	略	

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
略	文化財主事	文化財主任	文化財主査	主査	略	
略		室 課	務所	室 課 給与・旅費セン 夕 教育事務所 教育事務所出張 務所	略	室 課 給与・旅費セン 夕 教育事務所 教育事務所出張 務所
略	略	略	略	略	略	

4
略

(教育機関)
第十六条 教育委員会の所管に属する教育機関のうち、組織等に関しこの規則で定めるものは、次のとおりとする。

略	名称
略	秋田県立図書館
略	秋田県生涯学習センター

第二十条 削除

(教育機関の長)

4
略

(教育機関)
第十六条 教育委員会の所管に属する教育機関のうち、組織等に関しこの規則で定めるものは、次のとおりとする。

略	名称
略	秋田県立図書館
略	秋田県青少年交流センター
略	秋田県生涯学習センター

(青少年交流センター)
第二十条 秋田県青少年交流センター(以下「青少年交流センター」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。
一 青少年の宿泊研修の実施に関する事。
二 青少年団体が行う宿泊研修の指導及び助言に関する事。
三 青少年の宿泊研修の調査研究に関する事。
四 青少年交流センターの利用に関する事。

(教育機関の長)

第二十九条 総合教育センター、生涯学習センター、少年自然の家及び埋蔵文化財センターに所長を、図書館、近代美術館、博物館、及び農業科学館に館長を置く。

2 略
 (職員の職)
 第三十条 略

3 第一項に定めるもののほか、前条及び同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる教育機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

番号	上欄	中欄	下欄
一〇	略	略	略
十一	主任社会指導 主事	生涯学習センター 少年自然の家	略
十二 十八	略	略	略

第二十九条 総合教育センター、青少年交流センター、生涯学習センター、少年自然の家及び埋蔵文化財センターに所長を、図書館、近代美術館、博物館、及び農業科学館に館長を置く。

2 略
 (職員の職)
 第三十条 略

3 第一項に定めるもののほか、前条及び同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる教育機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

番号	上欄	中欄	下欄
一〇	略	略	略
十一	主任社会指導 主事	青少年交流センター 生涯学習センター 少年自然の家	略
十二 十八	略	略	略

4
略

4
略

職員の服務の宣誓に関する条例施行規則の一部改正（附則第二項による改正）

新

番号	一	二	三	四
上欄	略	教育長	本庁の課長、 館長	略
中欄	略	教育次長		
下欄	略	本庁の課長 、室長、政策監、 総合調整主幹、 主幹、所長、館長及び校長	略	略

第一条 新たに職員となった次の表の下欄に掲げる者は、それぞれ上欄に掲げる公務員の面前において宣誓した後、宣誓書に署名押印するものとする。ただし、上欄に掲げる公務員に事故があるとき、欠けたとき又は不在であるときは法令に別段の定めがある場合を除くほか、中欄の公務員がこれに代わるものとする。

旧

番号	一	二	三	四
上欄	略	教育長	本庁の課長、給 与・旅費センタ ー長、所長及び 館長	略
中欄	略	教育次長		
下欄	略	本庁の課長、給与・旅費セ ンター長、室長、政策監、 総合調整主幹、 主幹、所長、館長及び校長	略	略

第一条 新たに職員となった次の表の下欄に掲げる者は、それぞれ上欄に掲げる公務員の面前において宣誓した後、宣誓書に署名押印するものとする。ただし、上欄に掲げる公務員に事故があるとき、欠けたとき又は不在であるときは法令に別段の定めがある場合を除くほか、中欄の公務員がこれに代わるものとする。

<p>2 教育長、教育次長、本庁の課長、 館長及び校長は、前項の服務の宣誓を受けたときは、宣誓書を添えて速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>2 教育長、教育次長、本庁の課長、 館長及び校長は、前項の服務の宣誓を受けたときは、宣誓書を添えて速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p>
--	--

秋田県教育委員会行政文書管理規則の一部改正（附則第三項による改正）

<p>新</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 本庁 秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号。以下「組織規則」という。）第三条第一項に規定する課 並びに同条第二項及び第三項に規定する室をいう。</p> <p>三 略</p> <p>四 課所 本庁の課及び 地方機関をいう。</p>	<p>旧</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 本庁 秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号。以下「組織規則」という。）第三条第一項に規定する課及び給与・旅費センター並びに同条第二項及び第三項に規定する室をいう。</p> <p>三 略</p> <p>四 課所 本庁の課及び給与・旅費センター並びに地方機関をいう。</p>
--	---

<p>新</p>	<p>旧</p>
----------	----------

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部改正（附則第四項による改正）

第三条 次に掲げる事項については、教育長が専決処理するものとする。

一 略

二 本庁、教育事務所、弘田柵跡調査事務所及び学校以外の教育機関の職員（教育長、教育次長、参事、本庁の課長、、所長及び館長を除く。）並びに教職員（校長を除く。）の任免その他の人事に関すること（人事及び給与の基本方針に関するもの並びに賞罰に関するものを除く。）。

三～六 略

第三条 次に掲げる事項については、教育長が専決処理するものとする。

一 略

二 本庁、教育事務所、弘田柵跡調査事務所及び学校以外の教育機関の職員（教育長、教育次長、参事、本庁の課長、給与・旅費センター長、所長及び館長を除く。）並びに教職員（校長を除く。）の任免その他の人事に関すること（人事及び給与の基本方針に関するもの並びに賞罰に関するものを除く。）。

三～六 略

秋田県教育委員会表彰規則の一部改正（附則第五項による改正）

新

第五条 本庁の課長、、教育事務所長、教育事務所出張所長、弘田柵跡調査事務所長及び教育機関の長は、第二条又は第三条に該当する者があるときは、別記様式による調書を添えて、毎年九月末日までに教育長に具申するものとする。

2～4 略

旧

第五条 本庁の課長、給与・旅費センター長、教育事務所長、教育事務所出張所長、弘田柵跡調査事務所長及び教育機関の長は、第二条又は第三条に該当する者があるときは、別記様式による調書を添えて、毎年九月末日までに教育長に具申するものとする。

2～4 略